

令和3年度 第5回 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度  
利用促進計画策定委員会議事録

1 日時

2022（令和4）年3月9日（火） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

小牧市中部公民館 大会議室

3 出席者（敬称略）

区分	氏名	所属等
学識経験者	朝倉 美江	金城学院大学教授
愛知県弁護士会	宮本 英行	愛知県弁護士会
成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	野田 隆誠	成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
市町社会福祉協議会	宇野 千春	社会福祉法人大口町社会福祉協議会事務局長
地域包括センター	井上 健	社会福祉法人おおぐち福祉会
障害相談支援事業所	小木曾眞智子	相談支援事業所アザレアフォルテ
居宅介護支援専門員団体	大野 充敏	小牧市介護支援専門員連絡協議会
障害者施設の職員	中野 勝利	社会福祉法人あいち清光会サンフレンド
民生委員	間宮 輝明	扶桑町民生・児童委員協議会
老人クラブ	櫻井 逸子	岩倉市老人クラブ連合会
公募委員	大島 和恵	小牧市在住
公募委員	倉知 静子	大口町在住
公募委員	間宮 進示	扶桑町在住
行政職員	石川 文子	岩倉市福祉課長
行政職員	前田 憲吾	大口町健康生きがい課長

行政職員 参考人	陸浦 裕司	扶桑町健康福祉部福祉児童主幹
オブザーバー	小栗 裕介	名古屋家庭裁判所一宮支部

事務局 尾張北部権利擁護支援センター 山中和彦、安藤一成、小川晴美、土屋志保  
(欠席) 日比野充伸、瀬瀬光幸、東謙次、尾関憲明、中村朋美、浅野秀和各委員

#### 4 内容

##### (1) あいさつ

##### ○山中センター長

定刻となりましたので、ただいまから「2021年度第5回小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会」を開催いたします。

私は、本日の進行をいたします尾張北部権利擁護支援センター、センター長の山中和と申します。よろしくお願いたします。日比野委員、瀬瀬委員、尾関委員、東委員、中村委員、浅野委員から欠席の連絡をいただいております、小室委員の代理として陸浦主幹が出席されております。宇野委員につきましては、ただいま連絡をとっております。

本策定委員会は、設置要綱にもとづき、委員の過半数の出席をもって成立いたしますので、本会議は成立いたします。

本日の資料ですが、次第につけました資料一覧が誤っておりましたので、改めて、次第をお配りいたしております。また、本日の会議に必要な、計画案の概要版について、資料3として追加しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、本日も、議事録作成のため、録音・録画を行いますので、ご承知おきください。それでは、以降の進行は、朝倉委員長をお願いいたします。

ひと言、ご挨拶をいただいた後、会議に入っていただきたく、よろしくお願いたします。

##### ○朝倉委員長

朝倉です。よろしくお願いたします。

本当に今日は、ご欠席の日比野委員の方もコロナ禍の影響というふうになっております。

今の状況厳しい皆さんも今、連日ウクライナの状況なども、心が痛むところだと思います。昨日私は、福島から広域避難をされてきた方々のお話を伺いました。もう10年たちますけれども、ますます深刻な状況に置かれているということをつくづく感じました。本当に自分が暮らしていた地域が、安全・安心でなくなってしまう。それも本当に誰の責任でもない、私達の社会が今、特にこのウクライナの状況を見ても、ロシアは当然ですけれども、NATO、日米安保もそうです。やっぱり核のもとに私達の平和を作っているというこの構造を変えない限り、平和は来ないというようなことを改めて思

っております。

私は社会福祉の地域福祉が専門です。「平和なくして福祉なし」という言葉をずっと学生時代から学んできましたが、まさに本当に福祉がない、今のような状況を変えていくためにも、この権利擁護というのは本当に権利をつくっていく、私達の暮らしを守っていく、最も大事な役割ではないかというふうに思っています。今ウクライナでも、被災地でも、ボランティアの方々が活躍されていますが、ボランティアというの、そもそもはラテン語のボランタスという、自分で自発的という意味です。自発的に自分たちの地域を守っていく、自分たちの命や暮らしを守っていくという権利の最前線だと言われています。

この権利擁護も、単に課題があることを解決するのではなく、この計画の中でも積極的権利擁護という言葉があります。権利は作っていくものなんだと。そのためにも、この計画は、改めて、とても大事な私達に共有する権利を、どうこの地域の中で確実なものにしていくかということだということに改めて感じているところです。

今日は、この計画の最終段階ですので、ぜひ皆様の積極的なご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。終了時刻は3時としておりますので、進行にご協力をお願いしたいと思っております。最初に議題1のパブリックコメントの結果について、事務局からご説明よろしくお願いたします。

## (2) 議題

### 【議題(1) パブリックコメントの結果について】

#### ○山中センター長

それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思っております。

パブリックコメントにつきましては、実施期間は、4市町で統一していただき、1月17日から2月15日で行いました。その結果、小牧市で1人、扶桑町で1人の計2人からご意見をいただきました。その内容は、資料1に記した通りでございます。

最初に資料は、小牧市に寄せられた意見ということで、表で6項目を記しております。これは全て1人の方からの6項目のご意見となっております。続いて扶桑町に寄せられた意見ということで、こちらも全部で4点のご意見がありました。それに対しまして、それぞれこのように、回答したいというものを、4市町で調整いたしまして掲載しております。

2月25日に尾張北部権利擁護支援センターの運営協議会がございまして、この場を利用して、回答案の共通認識を持つということにいたしまして、話し合いの結果このような案として、整理をさせていただきました。

この後、小牧市、扶桑町において町内の必要な手続きを経て、それぞれの市町から回答を公表していただくということになってございます。

パブリックコメントの回答案について、ご意見等がありましたら、承りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○朝倉委員長

それでは資料1のパブリックコメントの結果について、何かお気づきの点とか、確認したい点などいかがでしょうか。とても2人の方から具体的にご意見いただいて、すごいなというふうに思いましたが、皆様いかがでしょうか。

ありがとうございます、宮本委員。

○宮本委員

弁護士の宮本です。

これの小牧市のNo.1のところなんですけど、私が勘違いしていたら申し訳ないんですけど、(意見に対する)市の考え方の下から2行目のところが、「小牧市成年後見制度利用促進計画」と書いてあるんですけど、これは小牧市、岩倉市、大口町および扶桑町の区域におけるで、成年後見制度利用促進計画ということではないんですか。

○朝倉委員長

はい、すいません今の点について、事務局。

○山中センター長

ありがとうございます。まさしくこのご意見をいただいた方も、同趣旨だと思うんです。この計画そのものが、まず法令上の根拠として、成年後見制度利用促進に関する法律という法律に基づいて、その中で市町村のそれぞれの区域における計画を作りなさいという形になっております。最終的な仕上がりは、後でまたご説明することになりますけれども、最終的な仕上がりとしては、各市町単位の計画ということになっております。この策定委員会は、各市町の計画の素案を作成するというような位置づけになっております。

この4市町すべてのまちが、ここで検討していただいた計画の案をそのまま、それぞれの町の計画としていただくという形に今なっております。そのようなことで、計画は各市町ごとの計画として、仕上がりはできるんですけども、共通認識を持つということで、4市町合同で検討をしていただいたということになっています。

○宮本委員

この資料2を引用しているというふうに思っていたものですから。この資料2をここで検討して、最終的には小牧市成年後見制度、岩倉市だったら岩倉市成年後見制度利用促進計画というのが出来上がるということですね。

○朝倉委員長

ありがとうございます。とても大事なところですね。基本的にはそれぞれの自治体が責任を持って計画をつくらなければいけない。この4市町で協力をしてつくって、それぞれのところが責任を持ってつくった計画であるという位置づけになっているということだと思います。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

どんなご意見でもいいので、できれば議論した方が共有できるかなと思います。どうでしょう。ありがとうございます。

○野田委員

司法書士の野田でございます。よろしくお願いします。

扶桑町さんに寄せられた意見ということで、5ページの2-2の計画策定の趣旨という部分で、冒頭に「成年後見制度利用促進にとどまらない権利擁護支援という表記は、言葉遊び」というような話があります。国の次期利用促進計画で、基本計画等々を見ても、後見制度は確かに権利擁護支援の一つのツールであるという考え方をしながら、成年後見制度を検討しつつ、権利擁護全体を捉えていくということが、国の方で出てるんだなあと。

これ実は、私も去年の夏から秋くらいにかけて、中間とりまとめを見ていると、後見の議論が、なぜ権利擁護になってしまうんだろうというところも、少し違和感を持っていました。どうしても後見の専門家でありましたので、成年後見制度という、本来だったら手段の方に特化したようなところで考えがありました。後見を基本にしつつ、権利擁護全体を捉えていくという感覚に気づくのに少し時間がかかりました。その部分は、なかなか字面だけを見てるとわかりにくいんだろうなというのは、この部分にあらわれています。素朴に私どもの司法書士の同職等に聞いても、成年後見で、財産管理だよなとか、もちろん身上保護もあるよねというところなんです。後見だけでなく、地域支援ネットワークを組んで権利擁護をしなければいけないというようなところがありますので、この点に関しては、われわれもそうですし、あと広く、同趣旨をお伝えすべく必要あるのかなという気がいたしました。以上でございます。

○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。

ものすごく大事なところですよ。権利擁護というものの位置づけだと思うんです。そもそも権利擁護していくためには、本当に多くのことが、いろんな社会制度だったり、住民の人たちの繋がりだったり、多様な就労支援だったり、居住支援だったりとかいろんな施策やネットワークがないと権利擁護というのを作っていけないということです。こ

の制度を動かしていくという、使ってもらおうというにとどまらないという、すごく大事なところをご指摘いただいたと思います。

他にいかがでしょうか。

よろしいですか。特に後見制度と1ページのところの任意後見の問題も、まだまだこれからだと思いますが、とても大切だと思いますし、よろしいですか。

また次の議題のところでも、言っていただければと思います。コメントにつきまして、今ここにあるものについて、それぞれの市町からこの回答を公開していただくということになっておりますので、その点もよろしく願いいたします。

#### 【議題（2）成年後見制度利用促進計画最終案について意見交換】

○朝倉委員長

それでは、議題の2に移りたいと思います。成年後見制度利用促進計画の最終案について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○山中センター長

お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。先ほど説明いたしましたことの繰り返しになりますが、表紙は、小牧市、岩倉市、大口町および扶桑町の区域における成年後見利用促進計画案とするされております。下段にも、この4市町の区域における成年後見制度利用促進推進計画策定委員会という名称で作成がされております。この案を各市町にお届けした後、各市町におきまして、表紙をそれぞれの「小牧市成年後見制度利用促進計画」、あるいは「岩倉市成年後見制度利用促進計画」というような名称に変更していただきまして、発行者も小牧市、あるいは岩倉市あるいは大口町、扶桑町に名前を改めていただくこととなっております。市町の中で必要な手続きをとっていただきまして、それぞれの行政計画として位置づけていただくという段取りになっております。

先般の利用促進計画の策定委員会で、パブリックコメント案というのをご承認いただいてその後、パブリックコメントの手続きに入っておりました。あわせまして各市町の行政職員の方で、内容の不備がないか軸の誤りがないか、そういったチェックを重ねてやっていただきまして、そのような点は、修正をさせていただきました。

その後、大きく3箇所について修正箇所がありますので、ご説明をいたします。まず1点目ですが、3ページ目から4ページ目にかけて、策定委員会の中で議論として挙がってはこなかったSDGsです。国連サミットで採択されたといわれてます「持続可能な開発のための2030アジェンダ」というものに掲げられた、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標というものを取り組んでおられる市町もございますので、その目標との関連性を、記した方がよからうということになりまして、そのことについて3ページから4ページのところに付け加えております。

これが大きな変更の一点目でして、2点目は、26ページから43ページということで広範にわたるんですけども、私達の計画策定の過程で、並行して国が第二期基本計画を策定しているということがあります。それを横で見ながら、発表される内容を都度チェックしながら、盛り込んでいくということでやってまいりました。最終的に国の方でも、先般パブリックコメントを終えまして、ほぼ内容として固まりました。

私どもが、去年の暮れに整理したのから、整理したときに、国の計画案の素案の文言を引用してる箇所があったんですけども、そこが、国の方が修正してきたところがありまして、今後、照らし合わせながら、この計画の中でも修正をし、最終的に国の計画の引用ページ等も盛り込みまして、訂正をいたしました。

それから3点目でございますが、これはずっと用語集の整理ができていなかったものを最後、用語集をつけ加えさせていただきました。62ページから65ページまで、用語集です。皆様の中では、ご意見として少ないとかいうのがあるかもしれませんが、基本的に本文にも括弧書きで注釈を入れたり、脚注でいろいろ説明をさせていただいています。どちらかというと、私どもの方で、この言葉に皆さん留意していただきたいと思う言葉を引いて出して、あえて出したというようなニュアンスのものになっております。

このSDGsの件、それから国の計画の件、用語集の件で3点、修正をさせていただいてますので、ご報告をいたします。

また概要版を郵送のときに資料の中に入れるのを漏らしましたけれども、この概要版につきましても、国の計画の軸に改めさせていただいております。詳細の説明は、時間の都合でいたしません。ご質問等ありましたら、その場合にご説明をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、皆さんのご意見を伺いたいと思います。その前に、この計画を皆さんもご確認されたと思うんですが、来年以降どのように進めようとしているのかということだけ、確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

#### ○山中センター長

ありがとうございます。

お手元の資料の、54ページでございます。計画ができた後、その計画をどのように進めようとしているのかというお尋ねだと存じます。

この第4章計画の推進体制をご覧いただきまして、まず、最初に申し上げますのは、2項目にあげてあります実施計画としての尾張北部権利擁護支援センター事業計画です。基本政策1、普及啓発の推進・研修事業の拡充、48ページをご覧いただきますのでしよ

うか。48 ページには、基本政策 1、普及啓発の推進・研修事業の拡充と書いております。下段の方に枠で囲んで○印の地域団体、サロン、事業所のなどの集まりに出向いていく研修機会を増やします。地域（互助）、司法、医療の関係者など、研修の受講対象者を広げていきます。等々4 項目、項目としては挙げておるんですが、これでは、いつ、どこでどれぐらいの研修をするのかというような、具体的な内容がなかなか捉えられない計画になっております。それについては、尾張北部権利擁護支援センターの年度の研修計画なり、事業計画の中で、具体化していきましようということをやっております。さらに、その場面で具体的な目標数値、何人の方に研修を受けていただくとか、何回の研修をやろうとかというような、数値的なものもできる限り上げていきたいというふうに考えております。

さらに基本政策 4 として、53 ページです。53 ページに基本政策 4 として地域連携協議会の設置というのをやっております。これにつきましても、来年度以降、設置の見通しでございます。連携協議会を設置して、この計画の進捗管理を行っていくということを考えております。

尾張北部権利擁護支援センターの事業計画を作る過程で、この計画の考え方や基本政策を踏まえて、具体的な事業を興し、あるいは拡充し、それを数値目標化して取り組んでいく、そのことをこの地域連携協議会で確認をしていくということで進めていきたいというふうに思っております。

先ほどのパブリックコメントで、ご指摘も受けておるんですけども、4 市町の共同でやることによって、メリットが発揮できる事柄も多くあります。規模の利益といえますか、例えば市民後見人養成研修などは、単独市町でやるよりも、4 市町で一緒にさせていただいた方がいい事業の例だと思っております。

一方で、各市町で、格別に取り組まなければいけないこともありますし、各市町が得意とするところをさらに発展させていただくというようなことも必要かと思っております。この点につきましては、地域連携協議会を各市町に作るということではなくて、既存の様々な会議がございますので、その場をお借りして、この権利擁護支援の取り組みについて、ご報告させていただくような場面を作っていくというようなことを考えております。

皆様のご検討いただきましたこの計画が、具体的に行政の仕事の中に、あるいは地域の活動の中に反映できるよう、努めていきたいというように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、この計画全般としては、今まで議論していただいた中で、改めて国連のSDGs との関係、それから国の基本計画との関係など、それからパブリックコメントな

どを踏まえて、用語集など作ってもらったり、少し変更があったということです。具体的には、今事務局の方からご説明があった通り、計画を進めていく具体的な指標ですが、会議、ネットワークの会議なども検討されているということでした。

皆さんの方から何か、今までのご説明につきまして、ご質問とか、ご意見、さらにこの間5回にわたって会議を開催しておりますが、その中でも今回、最終的なものになりますので、この利用促進計画にどんな思いを持ってらっしゃるのかというようなことも含めて、ご意見、ご感想などいただければと思います。ぜひ皆さん、1回はご発言いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○小木曾委員

アザレア福祉会の小木曾です。

今回2年にわたりまして、計画がこうやって形になっていって、各市町の計画という形になっていくんだと思いますが、二点、一つは意見的なものです。一つはこの中に書いてあることで、各市町の計画となっているんですけど、高齢の方、障害の方の現状というのは、2市2町のこのまま載せる形なんですね、ということ。

あと、基本政策が、1、2、3、4とあるんですけど、これは次の計画の5年以内に、この四つを目指していくという解釈なのか。この1、2、3、4の中で、我々専門職として願っている市民後見とか育成とか、あれは1年2年でできるものではないと思うので、この5年の中で、この前提四つの施策というところが、実現に向けて動くという感触でいいのかなということ。

あと、これだけのことを5年でやるというのは、逆に尾張北部権利擁護支援センターのマンパワーが、足りなくないか、大丈夫かなというところで、そういう予算や人員が増えたりはどうかかなという、その3つ思いました。よろしくお願いいたします。

#### ○朝倉委員長

はい、ありがとうございます。それでは今のご質問について事務局から回答いたします。

#### ○山中センター長

申し訳ありません、1点目のご質問がちょっと聞き取れず。

#### ○小木曾委員

2市2町の一覧になっている障害者の数とか、高齢の数とかは、そのまま載せるんですね。その市だけなんですか。

#### ○山中センター長

はい、そのままです。

1点目のお問い合わせは、中身の数値的なものとかを各市町、オリジナルになるのかということだと思います。そのまま、この案のまま、各市町の計画になっていくということです。

それから2点目は、この計画は、5年間の計画ということになっております。ごらんいただいた中ですぐにでも手をつけられる項目と、これは時間がかかりそうだなというものもあろうかと思えます。基本的には、せつかくここに項目として挙がっておりますので、早い段階で取り組んでいきたいというふうに思っています。

計画は、今の時点でやらなければいけないとか、やれそうだという、実現可能性の高いものが、この資料、計画の中に載っておりますので、ぜひ早めに取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほど申しましたように、中核機関としての尾張北部権利擁護支援センターが中心になって、この権利擁護支援の取り組みに関わっていきたいということでございます。その皆様からの具体的な提案等をセンター、行政、ともに受け止めて、地域連携協議会の中で、具体的な事業としてはどうしていけばいいのかということを検討していきたいというふうに考えております。

職員体制について、ありがとうございます。どこの町のどの組織も、大変な中で頑張っておられると思います。私どもも、事業の拡充に応じてお願いしていくところはあるかと思えますけれども、精一杯与えられたメンバーで、頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。ご質問とかご意見、ぜひ。いただけたらと思います。概要版とかも。ありがとうございます。

○中野委員

障害者支援施設サンフレンドの中野です。よろしくお願ひします。

基本政策の4の地域連携協議会の設置ということで、この計画は、各市町の名前で出さされるということで、どこかに書いてあったら申し訳ないんですけど、連携協議会自体は各市町で、例えば自立支援協議会があって、そこの場を借りて、専門職の方呼んでやるのか。2市2町合同でやられていくのか。その辺はどんな感じか、教えてください。

○山中センター長

ありがとうございます。

地域連携協議会の前に4市町で、合同でというか共同で、尾張北部権利擁護支援センターを設置していただいています。つまり成年後見制度の利用促進を中心とした事業展開は、4市町共同で、助け合いながら連携しながらやっていこうという前提があるとい

うふうに理解をしております。なので、ここに書かれました地域連携協議会も4市町の地域で共同のメリットを出しながら、一方で個別の特徴も生かしながらということで、検討していきたいというふうに、考えておりますので、4市町共同の協議会を設置するというふうに、考えております。ただそこで議論されたことについて、各市町のレベルというか内容に落とし込むというプロセスがまた必要になると思いますので、それについては、委員がおっしゃったような地域の自立支援協議会等の既存の会議を使って、やっていってはどうかということで考えております。以上です。

#### ○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。

今のところ、すごく大事なところだと思います。利用支援計画の推進体制ということで、全体の推進は地域連携協議会の中で、そして具体的な実施計画などは、この尾張北部権利擁護支援センターの事業計画の中に落とし込んでいくということです。それと並行しながら、それぞれの市町でも何らかの委員会、自立支援やネットワークとかそういうところで、しっかりこの議題を挙げていただいて、検討していただく場を必ず持っていただく、ということになると思いますので、よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。どんなことでも。

はい、ありがとうございます。

#### ○井上委員

おおくち地域包括支援センターの井上です。

今回新たにSDGsについて触れられて、新しいことに取り組むというのだと思って見てたんです。せっかく今回はこれでSDGsを中に取り組むというのがあってもいいと思うんですけど、もうちょっと突っ込んだ形で、この3番に対しては、こうこうだよとか、11番に対しては、この中ではこういうところを目指すよと、もう少し具体的な部分もあっていいのかなと感じました。ちょっと大きな話ですけど、2番の飢餓をゼロというの、生活困窮であったりとか、子供食堂とか、今お子さんの困窮とかもありますので、そういったところも権利擁護の中で取り組んでいけるものじゃないかなと思いました。

あと用語集の方で、62ページに用語集があるんですけども、非常にわかりやすく書かれてて、シンプルにまとめられてるなと感じました。3番目の親なき後というところなんですけども、大口町の方でも障害者の方の親なき後ということで、先日も事務局の安藤さんにご尽力いただきまして、いろいろと動いていただいたこともあるんです。この中で私は親亡き後というのはよく聞く言葉であったんですけども、ここに現在では、高齢化が進み、親の死後に限らず、親が施設入所したり認知症が進んだりすることにより支援が継続できなくなるから、生存の状態でも親なき後というのがあるんだなという

新たな発見というか、勉強させていただきました。以上でございます。

○朝倉委員長

ありがとうございました。

とても大切なご意見だと思います。SDGs は、全般広く他の課題も重なってくるのだと思います。今後は、用語集また他の方でもお気づきの点などおありでしたら、お願いします。

○宇野副委員長

大口町社会福祉協議会の宇野と申します。

このような会議に携わさせていただいたことで、自分の本当の勉強にもなりましたし、今後の社会福祉協議会としての位置づけだったり、取り組むべきことというのが本当に参考になったので、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

あと、今の SDGs の 3 ページのところの、細かいですけれども、何か多分半角か何かの加減なのか、行が揃ってないところが右側の方に少しあるかなということ。言葉で、どっちが正しいのかわからないですけれども、SDGs の 3 行目のところの持続可能でよりよい世界を目指すなのか、持続可能なよりよい世界なのか、結構「な」という言葉で表してたことが、私共の方では多かったので、どうなのかなということです。

あと、大口町社会福祉協議会のことが出てきてるところがございます。37 ページの下の説明文のところ、大口町においては、というくだりです。大口町社会福祉協議会の単独事業としてというところの事業のところなんですけれども、要援護者への支援事業（総合福祉相談）というふうになってるんですが、事業名は総合福祉相談事業という一つの名称になっているので、単独事業としての要援護者への支援で切っただいて、総合福祉相談事業と入れていただけた方が、名称としてはいいのかなというふうに、思ったということなんです。

○朝倉委員長

ありがとうございました。

その点に関しては正確に。

○山中センター長

ありがとうございます。

最初の SDGs の方につきましては、文献に当たって確認をさせていただきたいというふうに思います。37 ページにつきまして、確認のために復唱させていただきたいと思います。「大口町社会福祉協議会の単独事業として、要援護者への支援（総合福祉相談事業）を実施しています」でよろしいでしょうか。ではそのように改めさせていただきます。

きます。ありがとうございました。

○朝倉委員長

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。感想などでも、何かお気づきの点、ぜひ、ありがとうございます。

○大野委員

小牧市介護支援専門員連絡協議会の大野と申します。よろしくお願いします。

基本政策 3 のところで、地域連携のネットワーク作りといったところが記載されております。内容の一つとして専門性の高い研修会等の開催とか、多職種による相談会の開催していきますよといったことが書かれております。皆さん方もそうだと思うんですが、結構、各委員会だったりとか研修会はどこでもたくさんあり、実際に受けようと思っても、その月に2回3回あるとなかなか出られなかったりとということがあります。とりあえず医療とか介護の中では、そこに関わる勉強会は1回、年間スケジュールに出して、何月何日にこういう研修会をやる予定ですよという中で、重ならないようにできる限り行けるような状況です。そういったものを組んだりするので、ぜひこちらの方の研修会等もおやりになると大変いいことだと思います。重なったりとか、期間が短かったりするとなかなか出られないということが出てくるので、そういったネットワークをする中で、スケジュール的なところの調整もされるといいと思いました。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございます。

本当に、参加しやすいような工夫をしていく必要があると思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どんなことでも、ご意見よろしいですか。

陸浦主幹、すいません、感想でも、何でも。

○陸浦主幹

この計画の感想。パブコメの意見でもあったように、かたや小牧市さんの方では、広域的なことで肯定的な意見で、扶桑町だと、もっと扶桑町に絞った意見ということで、なかなか見る人にとってこういった計画の見方が、いろいろあるんだなということを感じました。その中で、本当に最終的にはこの広域的な計画ということで、なかなかそれぞれの市町に届かないところまで、うたうわけにいかないからそこをもう少し、各市町が、勝手なことをやるわけではないんですけども、痒いところに届くような計画に沿った動きをやっていかないとということを感じております。

計画そのものは、大変良いものだと感じました。ありがとうございます。

○朝倉委員長

ありがとうございます。

本当に最も大事なことです。それぞれの地域に適したものとして、運営していただきたいと思います。

○前田委員

大口町の前田です。

計画策定ということで、こういった会議は、私、本年度の4月から健康生きがい課長となりまして初めて参加させていただく形になりました。いろいろと勉強不足の部分もあって、逆にこれを町単独で作らなさいという状況であれば、こういったものが当然今の時点で出来上がって来てないと思います。というより、できていないでしょう。この参加いただいている委員の皆様等のご協力いただきまして、こういった立派な計画ができ上がったということで、本当にありがとうございます。

またこの中で、大口町として、権利擁護、成年後見制度等、数字を見ますと非常にニーズが、そもそも人口規模が少ないということがあるものですから、なかなか問題とする個々の小さな問題は私どもの私の耳にも一件一件入ってきますが、非常に人数の規模としてはすごく小さいという形で、なかなか計画策定に対してもなかなか踏み込めない部分もあります。今回、小牧市さん岩倉市さん扶桑町さん等と合同でという形で、こういった本当にいろんな広い分野も拾うこともできて、いい計画ができたと思います。

また今後、いろいろな問題はもちろん、人数の少ないところとして小牧市さんとは別にいろんな問題も出てくるかと思えます。そういったところは、またこういった今後の協議会の中で、意見出し合って、もっといいものにできてくればと思います。

皆様のおかげで、ご協力いただきまして、このようなものが出来上がったことをお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○朝倉委員長

ありがとうございます。すいませんが続けて石川委員。

○石川委員

岩倉市福祉課の石川です。

今回本当に私も4月から委員になって、広域の計画をつくるのかな、市の計画をつくるのかなというところ、本当にそこからのスタートで、わからないところからのスタートでした。

成年後見制度については、広域で取り組む共通認識のもとにというようなところで、

計画作りが進んできて、結果的に同じものを岩倉市の計画とするんですが、できれば次の計画のときには少し岩倉色を作れたらいいなと、岩倉市の計画に少し何か色をつけたらいいなというふうに思っております。全体的に本当に、岩倉市だけでは取り組めない事業がたくさんありますので、広域で市民後見の関係ですとか、取り組んでいながら、少ししては、こんなこともできるのかなという中、少しプラスアルファできる、そんな計画が次期、次にはやれるといいかなというふうに個人的には思っております。

皆さんいろんな立場の方のご意見をいただいて、できた計画ですので本当にありがとうございました。

○朝倉委員長

はい、ありがとうございます。

本当にそれぞれの市町の独自性をどんどん出していただけていけるような、作っていく計画で、育てていく計画だということですので、そんなことも議論しながら進められたらと思います。

すいません、順番でよろしいですか。

○間宮進示委員

扶桑町の間宮といたします。

私も途中から入ったような形で、充分理解できない状態で今日まで来ました。でも、ただ成年後見人の関係で、非常に憤慨していることがありまして、それで意見を書いて、今日みたいになったんですけど、これはいい勉強になりました。とてもいいことだから、情報交換しながら、どんどん進めていただきたいとそういうふうに思っております。勉強不足で意見もあまり言えるような状態ではなかったんですけど、本当に皆さんどうもありがとうございました。

○朝倉委員長

ありがとうございます。それでは続いて、倉知委員。

○倉知委員

こんにち私は大口町の一住民です。

このような策定委員会の委員として参加させていただいて、とても勉強になりました。とても難しい言葉ばかりで、なかなか理解できなかったんですけども、これから高齢者、高齢化社会がきます。自分はその一員なんですけれども、どういう立場で、どういうふうに自分が仕組みとか、そういうのにタッチしていくのかなと、漠然と聞いていますけれども、もっと利用しやすく、わかりやすい言葉で気楽に利用できたらいいかなと思います。ありがとうございました。

○朝倉委員長

はい、ありがとうございます。

本当にわかりやすく、みんなが利用してもらえるようなものに。ありがとうございます。大島委員お願いします。

○大島委員

小牧市の公募委員の大島といいます。

私も2年間参加させていただいて、自分でも意識するようになりました。成年後見制度について意識するようになったということもあると思うんですけど、相談を受けることが多くなっています。4市町以外の市町村にお住まいの方からも、こうやって相談受けることはあるんですけど、なかなかどの窓口で相談に行けばいいよということが、よその市町だと言いつらいなと思っていたのです。けれど、今回みたいなこういう計画があることによって、見させてもらった21ページからのネットワークの一覧があると、こういうところに、その人の年齢によってみたり、あと障害の有無によって相談の窓口自体も変わってくるので、こういう計画自体があると、相談を受けたときにここに行けばいいよというのもご本人が確認するのではなくて、私達相談を受けた者が、その方のお住まいの市の計画を見てお伝えできるのかなと思います。今後、この計画がどういふふうに進んでいくのかというのは、楽しみの一つでもあります。

いろいろ学ばせていただいて、すごい助かりました。ありがとうございます

○朝倉委員長

ありがとうございます。

○間宮委員

扶桑町の民生委員の副会長をしております。私の担当している地域にも、将来この制度にお世話になるであろうという人たちを散見します。

扶桑町の民生委員では、年に1回ぐらいこの尾張北部権利擁護支援センターから来ていただいて勉強会をしておりますが、まだまだ、民生委員自体の中にも理解していない者もあります。けれど、これもこういう良い計画を作っていただきましたので、だんだんと皆さんに理解していただいて、この計画の実現することを楽しみにしております。大変ありがとうございます。

○朝倉委員長

間宮委員、ありがとうございました。本当に民生委員さんの役割は、すごくこの権利擁護の中でも大切だと思います。すみません、桜井委員。

#### ○桜井委員

桜井です。このような国の施策に則った大きな計画を立てるにあたって、4市町で検討ができたということは、私が住んでいるところは岩倉市のような小さな町ですけど、とても勉強になって参考にさせていただく面が多く、よかったなというふうに思っております。

また、尊厳を持ってなんとか最後まで自分らしくという基本理念で、計画を立てることができて、本当に権利擁護が、もちろん成年後見がそれに則ったということが、すごく自分自身、なぜか勉強にもなりまして、ありがたかったというふうに思っています。今後ネットワークを強化するというので、一歩ずつやって行けるといいなと思っております。

そのネットワークを作るにあたって、やはり絵に書いたネットワークではなくて、困っている人に沿ったネットワーク作りということで、市民の中に良き隣人意識というのが育っていかないと、戸をピシャッとやって、それでは、ネットワークというか、本当の成年後見に繋がっていかないかなというふうに思います。何かいろんな、社会福祉協議会や市の広報で、少しずつでもやはりその良き隣人意識で少し開けてもらえるような、そんなふうな広報活動もやっていけるといいかなというふうに思いました。

#### ○朝倉委員長

ありがとうございます。

本当におっしゃってくださったように、尊厳を持っていくと、本当にその人の人生を守ってくというときに、やっぱり連携がどれだけたくさんあるかです。私達の生活課題というのは、いろんな問題があります。どれだけ繋がって、いろんな人たちが協力し得るかどうかが、その人の尊厳を守れるかどうかということに繋がっていくのです。本当に絵に描いた餅ではなくて、実質的にいろんな関係機関や専門家や地域の人たちが繋がっていく。そんな仕組みをやはりこの計画の中で作っていったらというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、すいません野田さん。全体に対して、よろしいですか。

#### ○野田委員

全体ということで、2つほど。私もリーガルサポート成年後見の関係で、いろんな市町さんを見させていただいております。見ておきますと、立ち上げ当初、非常に熱い思いを持たれてどんどん前に進んでいかれる市町さん、やはりよくあります。ただその中でも、担当者の方が変わられて2、3年たつとずいぶんトーンダウンしてるなという市町があるのも事実でございます。ですから、その部分を考えますと、こういった基本計画にしっかり落とし込みをいただいて、文書にされて、制度として今後進めていかれることに関しては、非常に敬意を表して、ぜひともこれを進めていただきたいなというこ

とでございます。

あともう1点、少しネガティブな話になってしまい申し訳ないんですが、中核機関ではなかったんですけども、広域組織を組まれたところから、ある市町が抜けるという局面に今携わっております、その部分で、作るときというのは非常に前向きなんですけども、抜けるときというのは、どうもうまくないなと感じております。あくまで、成年後見というのは、ご本人の権利擁護のツールでありますので、できましたらいろいろとご都合があるとは思いますが、広域連携の場合ですと、各市町において、市町の都合ではなくて、最後はご本人の都合という部分での観点を寄り添っていただけたらいいなと思いました。すごくいやな話して申し訳ないんですが、失礼しました。

#### ○朝倉委員長

ありがとうございます。

大切なことだと思いますので、ぜひ協力し合って、よりよいものに行く方向で展開していった欲しいと思います。

すいません。宮本委員よろしいですか。

#### ○宮本委員

弁護士の宮本です。

細かい点を2点ほど申し上げまして、感想というか、述べさせていただきます。

65ページの8050の用語の説明ですけども、一般的には80代50代の引きこもりの子のいる世帯というのが、割と多数あるというところから出てきた言葉ではあります。おそらく高齢の親御さんが、中高年のひきこもりお子さんを支えるという世帯一般に向けて今使われているのかなと。例えば親御さんが90代で、子どもさんが50代もあれば、親御さんは80代だけど子供さんたちは40代後半というケースにも8050と最近使うのかなという気もするので、ちょっとそのニュアンスを入れた方がいいかなというふうに思ったのが一つあります。

それともう1点、細かい点ですけど、SDGsについて4ページのところ。

主に4ページのところで入れていただいたんですけど、これがいらないと申し上げるつもりはございません。けれども、やはり後見制度の利用促進というところから始まっているもので、それが題目。一番の目標はそこだと思っております。それが権利擁護につながる、ひいてはSDGsに繋がるということなので、これも目標の達成に向けて取り組んでいきますとこの真ん中辺りに書いていただいているんですけど、こういったそのSDGsにも資するものですよという記載の方が、個人的にはしっくりくるかなというように気はしております。この辺は、この程度の紹介なので、直ちに何か問題あるかというところではないと思っておりますけど、私みたいな、変にこだわって見る人間からすると、ちょっと目標どっちなのみたいな、目的はどっちみたいなふうに捉えられることもある

かなあというふうに思いました。少しこの辺が聞きたかったので、ご意見させていただきます。

あと全体的といいますか、パブコメのご意見にもございましたけど、やはりこれができた後の具体的な施策というのが一番大事だと思うんです。具体的なアクションプランが見えないというご意見もありました。この時点で見えないのは、これはしょうがないだろうというふうに思うんです。地域連携協議会そういったものを通じて、その進捗を確認していくと、特に広域でやるということであれば、ある市町は、ここは上手くいっているけども、こっちはあんまり上手くいってないねというところ。ではそちらのノウハウをこちらに使って、みたいなこともできるかなと思います。より充実した進捗管理というのを今後していくのが、大事かなというふうに感じました。以上です。

#### ○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。

本当に8050は、今、わかりやすいのでこうなってますけれども、おっしゃるようにそもそもいろんな制度のはざまの問題、多様な問題が含まれています。それを少し象徴的に書いているということだと思いますが、その辺も、もう少し（お願いしたいと思います）。

あとSDGsについても、本当におっしゃる通り。そもそもSDGsとは本来は、本当にサウスエリア（南半球）の問題をちゃんと世界が目を向けていこうということだったんだけど、それがなかなか進まないということで、具体的にわかりやすく、それがこれでいいのかというのは、議論があるところだと思います。そもそもこの権利擁護ということが、メインの計画なので位置づけ自体そうだと思います。ありがとうございます。

そして具体化、具体的に進めていくってところが、まず、それを皆さんも思いいらっしゃることだと思いますので、それはこれからこれを踏まえて、さらによりよいものをとということになるかと思います。

#### 【議題（3）その他】

##### ○小栗オブザーバー

名古屋家庭裁判所一宮支部書記官の小栗と申します。

私も令和3年度の委員会5回、参加させていただきまして、どうもありがとうございました。

裁判所として、成年後見、法律的に言いますと、後見が必要なご本人さんに対して後見を開始して、後見人を選任して、後見人を監督したり、後見人を交代させたりしていく。そういう基本的な法律に定められたことをやっていくというのが、基本的に仕事になります。いろいろこの中にあります通り、やはり権利擁護という部分、正直、裁判所として、これまでそこをあまり重視しなかった部分もあるのかなというふうには思うん

です。このまま基本計画の取り組みを進めるにつれて、その辺りも、やはり裁判所が法律的な判断をする上で非常に重要な要素かなというふうに思うに至っております。これまで、この地域における基本計画策定されて、今後これをまた進めていくということになると思うんですけども、裁判所としても、引き続きこの地域に限らず、他の地域の方とも協力しあって、より良い成年後見制度の運営をしていかなければいけないのかなというふうに組織として、感じているところでございます。今後とも引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○朝倉委員長

ありがとうございました。

あと他にもう1回何か、ちょっと忘れていたとか、これは最後に言っておきたいというようなことがおありでしたら、ぜひ。よろしいですか。

それでは、この最終案の内容につきましては、今語句などのこととか、もう少しわかりやすくということがありましたので、それにつきましては、また手を入れていただいて、事務局から個別にもご相談をさせていただくという形にしたいと思います。それを前提としまして、この4市町、区域における成年後見制度利用促進計画につきまして、今の意見を踏まえて、事務局で修正していただいて、それを私が確認させていただくということで、ご承認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本当に貴重なご意見をありがとうございました。この計画、特にこの概要版はとてもわかりやすく、まとめてくださったと思うんです。基本理念が、認知症になっても障害があっても、本当に多様性の時代と言われてますので、どんなような状況になっても安心して自分らしく、自分らしくと本当に尊厳が守られる、そのひとりひとりの権利が守られるという、そういうことを地域で、できるような地域を作っていこうという。つまり、国の孤独死とか、よく8050なんかでもありますけれども、そういう問題というのが起きている地域というのは、この地域にもともとそれを支えるような支援がなかった、もしくは、経済的なサポートがなかった、介護が、適切に介護サービスを使えていなかったというようなことが、その人の命だったり暮らしを危機におちいらせるということだと思います。そういうことがないように、みんなでその人たちの権利を守っていくっていうことは、成年後見制度を使うということだけではなくて、成年後見制度を活用しながら、そういうチーム作っていくんだ。そういう地域、そういう計画が、この計画だと思います。この基本理念、さらに基本施策も、このような権利を擁護していく、特により弱い立場の人たちに対しては、その人たちが本当に自分らしい、自分として自分がこうしたいということが、ちゃんと他の人にわかるような、それができるような支援も含めて、できるようにしていくためには、より多くの人たちに、この権利擁護の仕組み、制度を知っていただく必要があります。それがまず、基本施策1にな

っております。

それから、この制度自体を実際にどう動かしていくのかというのは、それぞれの専門機関とともに、実際にサポートしていくという形になりますと、後見人になります。それが、本当に今、専門職、家族だけでは、やはりもっともっとこれから課題が出てくるわけですから、新しい仕組みや市民後見人の養成も視野に含めて、言っていく必要があるということです。

それから、それを実際に運営していくためにも、この間ずっと、議論がありましたような連携が必要です。どれだけネットワークを作れるかが、権利を守っていけるということに繋がるんだということ。そしてこれを進めていくために、この地域連携の4市町で、どう地域連携協議会を作って、ここでこの計画を推進していくこと。これをその型通り推進していくよりは、どんどんどんどん良いものにしていき、それぞれの市町に適したものにしていこうという形で作っていくこと。

その核としては、尾張北部権利擁護支援センターの役割が、必要だと思いますので、その計画も、とても必要だということです。

用語集も先ほど意見がありましたが、ぜひもう1回確認して見ていただくと、この権利擁護をする際、何が大事なのか、私達は擁護すると言って待ってちゃいけない、アウトリーチしていく、どんどん民生委員さんだったり地域の人たちが、本当に地域にどんな問題があるのかとかというようなことを進めていくというようなことです。

それからそれ以外に他のところも、一つ一つ本当にこの計画を進めていくために、とても大事なキーワードになっていると思います。ぜひ皆さん、もう1回確認しておいていただきたいというふうに思っています。

そんな形で、あと何か事務局の方でよろしいですか。(結構です)

以上をもちまして、成年後見制度利用促進計画策定委員会を終了させていただきたいと思っております。

本当に、皆様ご協力ありがとうございました。

### (3) その他

#### ○山中センター長

どうもありがとうございました。事務局からもお礼を申し上げたいと思います。

それでは、また完成しましたら、その冊子を皆様にお届けしたいと思っております。また最終結果をご覧いただければというふうに思います。

どうも本当にありがとうございました。

#### ○朝倉委員長

ありがとうございました。